

同時発表：経済産業省

令和6年1月19日  
港湾局海洋・環境課

## 再エネ海域利用法に基づく洋上風力発電事業者の公募の開始について

経済産業省及び国土交通省は、再エネ海域利用法に基づき、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域として令和5年10月3日に指定した「青森県沖日本海(南側)」及び「山形県遊佐町沖」について、公募占用指針を定めましたので、これを公示し、洋上風力発電事業者の公募を開始します。

## 1. 経緯

経済産業省及び国土交通省は、2023年10月3日に海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(再エネ海域利用法)に基づき、「青森県沖日本海(南側)」と「山形県遊佐町沖」を海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域(促進区域)に指定しました。

その後、これらの区域において洋上風力発電事業を行う者を公募するに当たり、公募占用指針を定めるため、2023年11月17日～12月17日の間、パブリックコメントを実施したところです。

今般、パブリックコメントを経て、公募占用指針を定めましたので、これを公示し、これらの区域において洋上風力発電事業を行うべき者を選定するための公募を開始します。

## 2. 概要

## ＜公募占用指針の掲載箇所＞

- 国土交通省 HP

青森県沖日本海(南側)：

[https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan\\_fr6\\_000058.html](https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr6_000058.html)

山形県遊佐町沖：

[https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan\\_fr6\\_000059.html](https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr6_000059.html)

- 資源エネルギー庁 HP

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/yojo\\_furyoku/sentei.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/yojo_furyoku/sentei.html)

※なお、希望者を対象に提出資料の記載要領等の公募に関する説明会を令和6年2月2日に行います。こちらの詳細については、本公募占用指針第4章(2)「説明会の開催」をご覧ください。

## ＜公募占用計画の受付期限＞

受付の開始：令和6年1月19日(金)

受付締め切り：令和6年7月19日(金) 17時00分

### 3. その他

パブリックコメントにて頂いたご意見に対する回答については、上記 HP および e-Gov にて公表しております。

【お問合せ先】 国土交通省 港湾局 海洋・環境課 鈴木、阪本

電話：03-5253-8111(内線 46656、46657)、03-5253-8674(直通)

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 風力政策室

石井、寺澤、佐々木 電話：03-3501-6623(直通)

メールアドレス(共通)：hqt-2023koubo★gxb.mlit.go.jp

(「★」を「@」に置き換えて御利用ください)